

平野区地域自立支援協議会 議事録

1. 日時

平成 28 年 7 月 22 日 15 : 30 ~ 17 : 30

2. 場所

平野区役所 3 階 303 会議室

3. 出席者

事業所名・担当部署名	出席者数
特定非営利活動法人障がい者福祉 総合支援センター いちいちまる	1
大和川園	0
さくら福祉作業所平野支部	0
ヘルパーステーションオアシス	1
くくるワークス	2
スカイ・アポロン/スカイ・アンドロメダ/スカイ・ペガサス	2
ヘルパーステーション羽ばたき	1
永寿の里かけはし	0
自立支援センターさんぼみち	0
地域活動支援センターもくれん	2
大阪市障がい者就業・生活支援センター/南部地域障がい者就業・生活支援センター	1
エルケア	1
平野区障がい者相談支援センター	1
見守り支援	1
保健福祉課 (オブザーバー含む)	4
相談支援事業ひらの	1
合計	17

4.1 自己紹介

4.2 ダンディ マンダム 赤いハンサム侍

実行委員の実行委員長から、自立支援協議会が協力というかたちで参加していただいたことでの挨拶があり、利用者のみならずイベントにも参加してもらったことがすごく意義がありましたとのこと。

5.設置要綱について

5.1 改定案

これまで議論してきた改定内容を反映し、設置要綱の対照表を完成させた（別表：平野区地域自立支援協議会設置要綱（改定案・新旧対照表）20160722 参照）。対照表に基づき改定案の条文および改定理由を読み上げ、それらについてメンバーの同意を得た。

なお、以下の点については平野区の提案により当日の修正がされ、修正内容についてメンバーの同意が得られた。

第2条第2項

（修正前）

また、平野区地域福祉計画に定める平野区における地域福祉の推進体制（地域支援システム）における障がい者専門部会とする。

（修正後）

また、平野区における障がい者支援を推進するために、中核的な協議の場として設置する。

5.2 運営委員会の構成について

第8条および第13条に関連する運営委員会の構成について、平野区の障がい福祉サービスに関連するすべての事業領域を網羅し、それぞれの領域に応じた議席数を割り当てることについてメンバーから提案があった。議席数については、平野区における関連事業領域の割合から試算し、各領域ごとに1～2議席を割り当てるという提案であったが、その試算根拠や実現可能性について疑問があがった。また、各領域からの参画は必要だが、議席数を細かく設定してまで設置要綱に記載する必要性はなく、現行の改定案の記載に留めてはという意見があがった。さらに、設置要綱の改定作業にこれ以上の時間を浪費するよりも、障がい者ニーズについての議論を具体的に進めていきたいといった意見が多くあった。

6.その他

10月開催予定の区民まつりへの参加についてメンバー全員の賛成が得られた。

参加については物販も考えられるが、個別の事業所の利益にならないよう、協議会の啓発活動といった形での参加についても検討する。

以上

平野区地域自立支援協議会設置要綱 (改定案・新旧対照表) 20160722

旧 (現行)	新 (改定案)	改定理由
<p>(名称) 第1条 本会の名称は平野区地域自立支援協議会とする。</p>	<p>(名称) 第1条 本会の名称は平野区地域自立支援協議会とする。</p>	<p>変更なし</p>
<p>(設置) 第2条 本会は、平野区における相談支援事業をはじめ、障がい者福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な協議の場として設置すると同時に、平野区地域支援調整チーム障がい者専門部会としての地域のネットワークの構築に寄与する。</p>	<p>(設置根拠) 第2条 本会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という）第89条の3に基づき設置する。 2 また、平野区地域福祉計画に定める平野区における地域福祉の推進体制（地域支援システム）における障がい者専門部会とする。</p>	<p>1項：根拠法の明確化 2項：記載整備</p>
	<p>(目的) 第3条 本会の目的は、障害者総合支援法第89条の3第2項に準じる。 2 この目的達成のため、本会の会員は積極的に地域の障がい福祉の発展に寄与するものとする。</p>	<p>新設：目的の明確化</p>

旧（現行）	新（改定案）	改定理由
<p>（活動内容）</p> <p>第3条</p> <p>本会は、次に掲げる活動を行う。</p> <p>（1）個別困難事例への対応についての協議・調整</p> <p>（2）地域の社会資源の活用及び改善の検討</p> <p>（3）地域の関係機関によるネットワーク形成のための情報交換</p> <p>（4）その他、地域の相談支援体制の充実に必要とされる事項の検討</p>	<p>（活動内容）</p> <p>第4条</p> <p>本会は次の活動を行う。</p> <p>（1）困難事例についての相談・協議</p> <p>（2）地域の社会資源の開発のための提言と活用及び改善の検討</p> <p>（3）地域の関係機関の連携の推進、ネットワークの構築、必要な情報の共有</p> <p>（4）各種専門部会の設置及び専門部会の活動への支援</p> <p>（5）障がい児（者）からの支援の要請に対して協議できる場の提供と可能な支援</p> <p>（6）その他、相談支援および障害福祉サービスの提供体制の充実に必要とされる事項の検討</p>	<p>活動内容の具体化および記載整備</p>

旧（現行）	新（改定案）	改定理由
<p>（会員）</p> <p>第4条</p> <p>1 本会の会員は、平野区内で活動する障がい福祉サービス事業所、障がい児者関係団体、障がい児者支援に関わる各機関等及び、全体会議において承認を得たものによって構成される。</p> <p>2 会員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p>	<p>（会員）</p> <p>第5条</p> <p>本会の会員は次のとおりとする。</p> <p>（1）平野区在住の障がい児（者）</p> <p>（2）平野区内の障がい児（者）団体</p> <p>（3）平野区内の障害福祉関係事業所</p> <p>（4）平野区内の障がい関係支援機関</p> <p>（5）平野区役所</p> <p>（6）その他運営委員会で承認された者</p>	<p>障がい児（者）が会員であることの明確化および記載整備</p>
<p>（組織）</p> <p>第5条</p> <p>本会には、会員全員で構成される全体会議と、全体会議で承認された会員によって構成される運営会議、及び必要に応じて部会を設置する。</p>	<p>【削除】</p>	<p>他の条文にて記載</p>
<p>（役員）</p> <p>第6条</p> <p>1 本会には会長1名、副会長2名を置き、会員の互選により選出する。</p> <p>2 会長、副会長の任期は1年とし、再任を妨げない。</p>	<p>（役員）</p> <p>第6条</p> <p>本会に次の役員を置く。</p> <p>会長 1名 副会長 若干名 書記 1名</p> <p>会計 1名 運営委員 若干名</p>	<p>会長及び副会長以外の役員 の明確化および員数の見直し</p>
	<p>（監事）</p> <p>第7条</p> <p>本会に監事1名を置く。</p>	<p>新設：監事の追加</p>

旧（現行）	新（改定案）	改定理由
	<p>（役員及び監事の選出）</p> <p>第8条</p> <p>本会の役員及び監事は以下のとおり選出する。</p> <p>（1）会長、副会長は運営委員会において、会員の中から選出し、全体会議で承認を得る。</p> <p>（2）書記、会計は、会員の中から会長が指名し、全体会議で承認を得る。</p> <p>（3）運営委員は、会員の中から選出し別表1のとおりとする。なお、新たに運営委員となる場合または運営委員を辞任する場合は運営委員会の承認を得る。</p> <p>（4）監事は、全体会議において会員の中から互選する。</p>	<p>新設：役員及び監事の選出について明確化</p>
	<p>（役員及び監事の役割）</p> <p>第9条</p> <p>役員は次のとおりの責務を担う。</p> <p>（1）会長は、本会を代表し会務を統括する。</p> <p>（2）副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。</p> <p>（3）書記は、会議の議事、その他必要な事項を記録する。</p> <p>（4）会計は、本会の会計を管理する。</p> <p>（5）運営委員は、本会の業務運営上必要な事項を審議する。</p> <p>（6）監事は、本会の財務を監査する。</p>	<p>新設：役員及び監事の役割について明確化</p>

旧（現行）	新（改定案）	改定理由
	<p>（役員及び監事の任期）</p> <p>第10条</p> <p>本会の役員及び監事の任期は、次のとおりとする。</p> <p>（1）本会の役員及び監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>（2）役員が任期中に欠けた場合の後任の任期は、前任者の残留期間とする。</p>	<p>新設：役員及び監事の任期について明確化</p>
	<p>（会議）</p> <p>第11条</p> <p>本会の会議について次のとおり定める。</p> <p>（1）本会には、全体会議、運営委員会、専門部会を置く。</p> <p>（2）全体会議及び運営委員会は、会長が招集し、議長は、会長または会長が指名する。</p> <p>（3）全体会議及び運営委員会は、出席者の意思をもって議決・承認し、可否同数の時は、議長が決定する。</p> <p>（4）専門部会ごとに専門部会長を定め、当該専門部会を招集し、会務を司る。</p>	<p>新設：会議について明確化</p>
<p>（全体会議）</p> <p>第7条</p> <p>全体会議は会員全員により構成し、本会の決定はすべて、全体会議の出席者の過半数の賛成による議決を必要とする。</p>	<p>（全体会議）</p> <p>第12条</p> <p>全体会議は、全会員をもって構成し、予算・決算、事業計画・報告、その他重要事項を出席者の過半数をもって承認することができる。</p>	<p>記載整備</p>

旧（現行）	新（改定案）	改定理由
<p>（運営会議）</p> <p>第8条</p> <p>1 運営会議は全体会議に先立って、必要な案件について検討を行う。</p> <p>2 運営会議の構成員は、全体会議での承認によって選出する。</p> <p>3 運営会議の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p>	<p>（運営委員会）</p> <p>第13条</p> <p>運営委員会は、第6条の役員をもって構成し、本会の業務運営上必要な事項を審議し、構成員の過半数をもって決定することができる。</p>	<p>記載整備</p>
<p>（部会）</p> <p>第9条</p> <p>1 全体会議の下に、必要に応じて部会を設置する。</p> <p>2 部会の設置、廃止、構成は全体会議の承認を必要とする。</p> <p>3 部会には、部会構成員の互選により部会長を選任する。</p>	<p>（専門部会）</p> <p>第14条</p> <p>本会に、必要に応じて専門部会を置く。</p> <p>2 専門部会は、運営委員会の承認をもって設置できることとする。</p> <p>3 専門部会は、事業や個別事案について、検討されるべき課題について、必要な地域資源や制度のはざまを補う提案などを検討する。</p> <p>4 専門部会の委員は、会員をもって構成する。なお、必要に応じて、会員以外の者の出席を求めることができる。</p>	<p>専門部会についての規定をより明確化</p>
	<p>（経理）</p> <p>第15条</p> <p>本会の経費は、寄付金、補助金、その他の収入をもって支弁する。</p>	<p>新規：経理の明確化</p>

旧（現行）	新（改定案）	改定理由
	（会計年度） 第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。	新規：会計年度の明確化
（事務局） 第10条 本会の事務局は平野区保健福祉センター保健福祉課を中心に構成し、同センター保健福祉課に置く。	（事務局） 第17条 本会の事務局を平野区保健福祉センターに置く。	記載整備
（平野区障がい者相談支援センター） 第11条 平野区障がい者相談支援センターは、事務局と協力して本会の運営に参画する。	（平野区障がい者相談支援センター） 第18条 平野区障がい者相談支援センターは、事務局と協力して本会の運営に参画する。	記載整備
（要綱改正） 第12条 この要綱は、全体会議における過半数の賛成で改正できる。	【削除】	他の条文にて規程
付 則 この要綱は平成20年2月4日から施行する。 この要綱は平成23年3月9日から施行する。 この要綱は平成24年9月28日から施行する。	付 則 この要綱は平成20年2月4日から施行する。 この要綱は平成23年3月9日から施行する。 この要綱は平成24年9月28日から施行する。 この要綱は平成28年〇月〇日から施行する。	

旧（現行）	新（改定案）	改定理由
	別表 1 障がい者相談支援センター 相談支援事業所 障がい福祉サービス事業所 平野区社会福祉協議会 専門部会の部会長 各関係機関	